

業 務 方 法 書

第1 保証金額の最高限度に関する事項

- 一 定款第6条第1項第1号に掲げる中小企業者1人に係る保証(次の各項(第3項を除く。)に規定する保証を除く。)の金額の最高限度は、2億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合(以下「組合等」という。)であるときは、4億円)とする。
- 二 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての法第3条の2第1項に規定する無担保保険に係る保証の金額の最高限度は、8千万円とする。
- 三 法第2条第3項に掲げる小規模企業者1人についての法第3条の3第1項に規定する特別小口保険に係る保証の金額の最高限度は、2千万円とする。
- 四 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての法第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る保証の金額の最高限度は、2億円とする。
- 五 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての法第3条の5第1項に規定する公害防止保険に係る保証の金額の最高限度は、5千万円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、1億円)とする。
- 六 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての法第3条の6第1項に規定するエネルギー対策保険に係る保証の金額の最高限度は、2億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、4億円)とする。
- 七 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての法第3条の7第1項に規定する海外投資関係保険に係る保証の金額の最高限度は、2億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、4億円)とし、中小企業等経営強化法(平成11

年法律第 18 号) 第 18 条第 2 項に規定する経営革新関連保証又は同法同条第 8 項に規定する経営力向上関連保証の金額の最高限度は、3 億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円)とし、同法同条第 5 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。)第 10 条第 2 項に規定する海外地域産業資源活用事業関連保証又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。)第 8 条第 2 項に規定する農商工等連携事業関連保証の金額の最高限度は、4 億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円)とする。ただし、経営革新関連保証、経営力向上関連保証及び海外投資関係保険に係るこれ以外の保証を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証の金額の最高限度は、3 億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円)とし、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、海外地域産業資源活用事業関連保証及び農商工等連携事業関連保証並びに海外投資関係保険に係るこれらの保証以外の保証を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証の金額の最高限度は、4 億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円)とする。

八 法第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者 1 人についての法第 3 条の 8 第 1 項に規定する新事業開拓保険に係る保証の金額の最高限度は、2 億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、4 億円)とし、中小企業等経営強化法第 18 条第 3 項に規定する経営革新関連保証、同法同条第 9 項に規定する経営力向上関連保証、同法第 47 条第 1 項に規定する特定新技術事業活動関連保証、発電用施設周辺地域整備法(昭和 49 年法律第 78 号)第 11 条第 2 項に規定する周辺地域整備関連保証又は中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年法律第 33 号)第 7 条第 2 項に規定する特定研究開発等関連保証の金額の最高限度は、3 億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円)とし、中小企業等経営強化法第 18 条第 6 項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証、中小企業地域資源活用促進法第 10 条第 3 項に規定する地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携促進法第 8 条第 3 項に規定する農商工等連携事業関連

保証又は下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 11 条第 3 項に規定する特定下請連携事業関連保証の金額の最高限度は、4 億円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円）とする。ただし、経営革新関連保証、経営力向上関連保証、特定新技術事業活動関連保証、周辺地域整備関連保証及び特定研究開発等関連保証並びに新事業開拓保険に係るこれらの保証以外の保証を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証の金額の最高限度は、3 億円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円）とし、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証、特定新技術事業活動関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証及び特定下請連携事業関連保証並びに新事業開拓保険に係るこれらの保証以外の保証を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証の金額の最高限度は、4 億円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、6 億円）とする。

九 法第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者 1 人についての法第 3 条の 9 第 1 項に規定する事業再生保険に係る保証の金額の最高限度は、2 億円とする。

十 法第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者 1 人についての法第 3 条の 10 第 1 項に規定する特定社債保険に係る保証（以下「特定社債保証」という。）の金額の最高限度は、4 億 5 千万円とする。ただし、特定社債保証、法第 3 条第 1 項に規定する普通保険に係る保証（第 1 第十二項に規定する経営安定関連保証及び第十三項に規定する危機関連保証を除く。）及び法第 3 条の 2 第 1 項に規定する無担保保険に係る保証（第 1 第十二項に規定する経営安定関連保証及び第十三項に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証金額の最高限度は、5 億円とする。

十一 法第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者 1 人についての法第 3 条の 11 第 1 項に規定する特定支払契約保険に係る保証（以下「特定支払契約保証」という。）の金額の最高限度は、10 億円とする。ただし、特定支払契約保証、特定社債保証、法第 3 条第 1 項に規定する普通保険に係る保証（第 1 第十二項に規定する経営安定関連保証及び第十三項に規定する危機関連保証を除く。）及び法第 3 条の 2 第 1 項に規定する無担保保険に係る保証（第 1 第十二項に規定する経営安定関連保証及び第十三項に規定する危機関連保証を除く。）を併せ行う場合の中小企業者 1 人についての保証金

額の最高限度は、10億円とする。

十二 法第2条第5項に規定する特定中小企業者1人についての法第12条に規定する経営安定関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その特定中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

十三 法第2条第6項に規定する特例中小企業者1人についての法第15条に規定する危機関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その特例中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

十四 法第2条第1項に掲げる中小企業者であって、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第12条第1項第1号及び第2号に掲げる者1人についての同条同項に規定する災害関係保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

十五 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第10条第1項に規定する労働力確保関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、酒造組合、酒造組合連合会、酒販組合又は酒販組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。

十六 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小振法」という。）第5条の3第1項に規定する中小小売商業関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。なお、小振法第5条の4に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第4条第6項の規定による認定を受けた商店街整備等支援計画に基づく高度化事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

十七 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第18条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第14条第3項の認定支援計画に従った支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度は、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

十八 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成4年法律第88号）第6条第1項に規定する地域伝統芸能等関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

十九 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第18条第1項に規定する流通業務総合効率化関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。

二十 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第20条に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動法人の同法第6条第2項の認定経営発達支援計画に従った経営発達支援事業又は一般社団法人若しくは一般財団法人の同法第8条第2項の認定基盤施設計画に従った基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れに係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

二一 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第53条第1項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証に係る保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。なお、中心市街地活性化法第7条第7項第7号に規定する特定会社又は同法第53条第2項に規定する一般社団法人又は一般財団法人1人についての同条第3項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証に係る保証の金額の最高限度については、5億6千万円とする。

二二 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）第2条第2項に掲げる特定会社1人についての同法第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証の金額の最高限度は、5億円とし、同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証の金額の最高限度は、1億円とする。ただし、破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び

破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証以外の保証を併せ行う場合の特定会社1人についての保証の金額の最高限度は、それぞれ5億円及び1億円とする。

二三 法第2条第1項に掲げる中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号に掲げる創業者を含む。)1人についての同法第4条第1項に規定する創業等関連保証の金額の最高限度は、1千5百万円とする。

二四 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業等経営強化法第18条第1項に規定する経営革新関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8千万円)とする。

二五 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業等経営強化法第18条第4項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証の金額の最高限度は、4億8千万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、6億8千万円)とする。

二六 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業等経営強化法第18条第7項に規定する経営力向上関連保証の金額の最高限度は、2億8,000万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8,000万円)とする。

二七 中小企業等経営強化法第32条に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人の同法第26条第1項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れに係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

二八 中小企業等経営強化法第39条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第38条第1項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れに係る保証の金額の最高限度については、第1第一

項又は第二項の定めによるものとする。

二九 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第52条第1項に規定する事業再生円滑化関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8千万円)とする。

三十 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての産業競争力強化法第53条第1項に規定する事業再生計画実施関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8千万円)とする。

三一 産業競争力強化法第76条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第2条第19項に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施に必要な資金の借入りに係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

三二 法第2条第1項に掲げる中小企業者(産業競争力強化法第2条第24項第1号及び第3号に掲げる創業者を含む。)1人についての産業競争力強化法第129条第1項に規定する創業関連保証の金額の最高限度は、2千万円とする。

三三 産業競争力強化法第130条に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人の産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定連携創業支援等事業の実施に必要な資金の借入りに係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

三四 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての産業競争力強化法第132条第1項に規定する特定信用状関連保証の金額の最高限度は、2億円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億円)とする。

- 三五 産業競争力強化法第134条第2項に規定する認定支援機関1人についての同法第139条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。
- 三六 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての発電用施設周辺地域整備法第11条第1項に規定する周辺地域整備関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。
- 三七 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての下請中小企業振興法第11条第1項に規定する下請振興関連保証の金額の最高限度は、2億円とする。
- 三八 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての下請中小企業振興法第11条第2項に規定する特定下請連携事業関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が企業組合又は協業組合であるときは、4億8千万円）とする。
- 三九 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第7条第1項に規定する特定研究開発等関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。
- 四十 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第18条第1項に規定する地域経済牽引事業関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8千万円）とする。なお、地域未来投資促進法第29条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第28条第2項に規定する承認連携支援計画に従った連携支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度は、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。
- 四一 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業地域資源活用促進法第10条第1項に規定する地域産業資源活用事業関連保証の金額の最高限度は、4億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業

協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、6億8千万円)とする。なお、中小企業地域資源活用促進法第8条第1項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人(法第2条第1項第6号に該当するものを除く。)の同法第9条第3項の認定地域産業資源活用支援事業計画に従った地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

四二 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての農商工等連携促進法第8条第1項に規定する農商工等連携事業関連保証の金額の最高限度は、4億8千万円(その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、6億8千万円)とする。なお、農商工等連携促進法第6条第1項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人(法第2条第1項第6号に該当するものを除く。)の同法第7条第2項の認定農商工等連携支援事業計画に従った農商工等連携支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

四三 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。)第13条第1項に規定する経営承継関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円とする。なお、経営承継円滑化法第13条第2項に規定する中小企業者の代表者1人についての同項に規定する特定経営承継関連保証の金額の最高限度は、第1第一項、第二項又は第三項の定めによるものとする。

四四 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての経営承継円滑化法第13条第3項に規定する経営承継準備関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円とする。なお、経営承継円滑化法第13条第4項に規定する事業を営んでいない個人1人についての同項に規定する特定経営承継準備関連保証の金額の最高限度は、第1第一項、第二項又は第三項の定めによるものとする。

四五 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号。以下「地域商店街活性化法」という。)第8条第1項に規定

する商店街活性化事業関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会であるときは、4億8千万円）とする。なお、地域商店街活性化法第6条第1項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（法第2条第1項第6号に該当するものを除く。）の同法第7条第3項の認定商店街活性化支援事業計画に従った商店街活性化支援事業の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

四六 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

四七 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第16条に規定する一般社団法人又は一般財団法人の同法第13条第1項に規定する情報提供業務の実施に必要な資金の借入に係る保証の金額の最高限度については、第1第一項又は第二項の定めによるものとする。

四八 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の16第1項に規定する商店街活性化促進事業関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

四九 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第16条第1項に規定する新技術等実証関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

五十 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての生産性向上特別措置法第24条第1項に規定する革新的データ産業活用関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。

五一 法第2条第1項に掲げる中小企業者1人についての生産性向上特別措置法第42条第1項に規定する先端設備等導入関連保証の金額の最高限度は、2億8千万円（その中小企業者が事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合

連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、4億8千万円)とする。

第2 保証料等に関する事項

- 一 保証料は、被保証債務の額に対し年2.5パーセント以内とする。
- 二 被保証人が債務の履行を遅延したときは、その遅延分に対し、年3.65パーセント以内の割合で延滞保証料を徴収することができる。
- 三 保証料は、違算過収及び特別の事由がある場合を除いて原則として返戻しない。
- 四 本協会が保証債務を履行したときは、その履行した債務に係る求償権の残高に対し年14パーセント以内の割合の損害金を徴収することができる。

第3 保証債務の履行に関する事項

- 一 被保証人が最終履行期限後60日を経てなおその債務の全部又は一部を履行しないときは、本協会は保証債権者の請求により保証債務を履行する。ただし、手形保証及び特定社債保証並びに特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
- 二 保証債務の履行の範囲は、主たる債務に利息及び最終履行期限後60日間をこえない期間の延滞利息を加えた額を限度とする。ただし、特別の事由がある場合においては、この限りでない。
- 三 保証割合を特に定めた保証における保証債務の履行の範囲は、前項の規定にかかわらず、主たる債務に保証割合を乗じた額に利息及び最終履行期限後60日間をこえない期間の延滞利息を加えた額を限度とする。ただし、特別の事由がある場合においては、この限りでない。
- 四 特定社債保証における保証債務の履行の範囲は、第3第二項の規定にかかわらず、社債元金に利息及び第一項の規定により保証債務を履行したときまでに発生した遅延損害金を加えた額の8割を限度とする。
- 五 本協会は、保証債権者より被保証債権を譲り受けることができる。

六 第2第四項、第3第二項、同第三項及び第4の規定は、前項の場合について準用する。

七 保証債権者が被保証債権を法第3条第5項の政令で定める者以外の者に譲渡したときは、本協会は保証債務を履行しないものとする。

第4 求償権の償却に関する事項

一 年度末において、求償権（求償権補填金の額及び求償権補填金の受領予定額を控除したもの）のうち当該年度に保証債務を履行したものに対してはその100分の33に相当する額、前年度に保証債務を履行したものに対してはその100分の67に相当する額、前々年度以前に保証債務を履行したものに対してはその100分の100に相当する額を求償権償却準備金勘定に繰り入れる。

二 求償権のうち回収不能のものは、求償権償却準備金を取り崩し償却する。

第5 保証の申込等に関する事項

一 保証の申込は、直接本協会に対して行うほか、金融機関を経由して行うものとする。

二 本協会は、やむをえない事由がある場合においては、その保証した債務につき、保証条件の変更に応ずることができる。

第6 金融機関の範囲

一 定款第6条第1項第一号の金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合及びそれぞれの連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社及び信託会社とする。

ただし、特定支払契約保証の対象となる金融機関は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の7に掲げる機関とする。

二 定款第6条第1項第二号の金融機関は、銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合

連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、保険会社及び信託会社とする。

第7 資金の運用に関する事項

- 一 毎月末において、支払準備資産として保証債務の額の100分の2に相当する額以上を保有する。
- 二 事業用不動産の総額の基本財産並びに当該年度の出えん金及び金融機関等負担金との合計額に対する割合は、100分の25以内とする。

第8 業務の執行及び会計に関する事項

- 一 本協会は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
- 二 本協会は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び本協会に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じるものとする。
- 三 本協会は、その取り扱う個人である顧客に関する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報（本人、国の機関、地方公共団体、同法第76条第1項各号若しくは同法施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じるものとする。
- 四 経常収支については、経費の効率的使用及び節減による経営の効率化を図り、余裕ある均衡を図る。

五 事業年度末において、保証債務の額の1,000分の6に相当する額に、保証債権者が保証債務の履行を請求しうる期日(以下「所定期限」という。)を経過している保証債務の額の10分の1に相当する額を加えた額を責任準備金勘定に繰り入れる。

ただし、上記保証債務の額の中に株式会社日本政策金融公庫の保険に付されていない保証債務がある場合には、本文の規定にかかわらずその保証債務の額の100分の1に相当する額に所定期限を経過している株式会社日本政策金融公庫の保険に付されていない保証債務の額の100分の33を加えた額を責任準備金勘定に繰り入れる。

六 事業年度末において、役職員が自己の都合により退職した場合の退職給与規定による要支給額を退職給与引当金勘定に繰り入れる。

第9 理事長その他の協会の業務を総理する者(当該者を定款において定めていない場合は理事)の選任の基準に関する事項

定款第13条に基づき互選の結果、理事長になる理事は、中小企業分野等に関し識見を有し、原則として、常勤となる者を選任する。

なお、東京都関係者である理事が理事長に選任される場合は、信用保証協会における関係地方公共団体関係の理事については、任命権者の説明責任を踏まえつつ、原則として、公募や複数の候補者からの選定等の透明性の高い手続を経られたものとして選任が行われるという理事選任時における当該手続が経られていること。

なお、本協会は、東京都知事による理事任命に際して行う透明性の高い手続として、本協会に外部の有識者等で構成する第三者委員会を設置し、候補者について当該委員会において選定を行い、東京都知事に対し、推薦する。

第10 協会と銀行その他の金融機関との連携に関する事項

本協会は、金融機関と連携して中小企業の経営の改善発達を図るため、金融機関における、個々の中小企業者に対するア) 既往の信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」という。)等の与信取引の状況やその推移、イ) 業況や事業性の把握状況、ウ) 今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性、に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担を行うものとする。

第11 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項

本協会は、金融機関による支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、協会が必要に応じて期中管理及び専門家の紹介・派遣や助言等を含めた経営支援に努めるものとする。

（附 則）

- 1 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7年法律第16号）第67条第1項に規定する阪神・淡路大震災関連保証と第1第二項に規定する無担保保険に係る保証又は第十二項に規定する経営安定関連保証（無担保保険関係であって平成7年通商産業省告示第41号に係るものに限る。）若しくは第十四項に規定する災害関係保証（無担保保険関係であって平成7年政令第11号に係るものに限る。）を同一の中小企業者に重複して行う場合には、その合計額の限度額は、1億6千万円とする。
- 2 第1第十二項に規定する経営安定関連保証、第十三項に規定する危機関連保証、第十四項に規定する災害関係保証（法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定されたもの及び東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第1条の規定により指定されたものに限る。）及び第四六項に規定する東日本大震災復興緊急保証を同一の中小企業者に重複して行う場合には、その合計額の限度額は、5億6千万円（その中小企業者が組合等であるときは、9億6千万円）とする。
- 3 法第2条第5項第6号に該当することについての認定を受けた中小企業者1人についての法第12条に規定する経営安定関連保証の金額の最高限度は、第1第十二項の規定にかかわらず、法附則第5項の規定が施行されている間は、3億8千万円（その特定中小企業者が組合等であるときは、4億8千万円）とする。
- 4 第1第二項に規定する無担保保険に係る保証と第二三項に規定する創業等関連保証及び第三二項に規定する創業関連保証を同一の中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号並びに産業競争力強化法第2条第24項第1号及び第3号に掲げる創業者を含む。）に重

複して行う場合には、その合計額の限度額は、8千万円とする。

- 5 平成13年3月31日までに法第12条に規定する経営安定関連保証（無担保保険関係であって、法第2条第3項第6号に該当することについての認定を受けた中小企業者（同項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当することについての認定を受けた中小企業者を除く。）に係るものに限る。）を受けた中小企業者1人についての、当該保証と第1第二項に規定する無担保保険にかかる保証との合計額の限度額は、1億円とする。
- 6 本則及び附則中「特定中小企業者」には、中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律（平成12年法律第136号）附則第2条第1項の規定により「特定中小企業者の認定を受けた中小企業者とみなされる者」を、「経営安定関連保証」には、同条第2項の規定により「経営安定関連保証とみなされる保証」を含むものとする。
- 7 産業競争力強化法附則第4条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第32条第2項に規定する認定中小企業経営資源活用計画に従って事業を行う者に関する同法第35条第1項に規定する中小企業経営資源活用関連保証については、なお、改正前の業務方法書による。
- 8 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第15条第2項に規定する承認企業立地計画又は同法第17条第2項に規定する承認事業高度化計画に従って事業を行う者に関する同法第18条第1項に規定する地域産業集積関連保証については、なお、改正前の業務方法書による。
- 9 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）による改正前の産業競争力強化法第122条第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者に関する同法第124条第1項に規定する中小企業承継事業再生関連保証については、なお、改正前の業務方法書による。

（附 則）

この業務方法書は、変更の認可日より施行し、平成7年1月17日より適用する。

（附 則）

この変更は、平成7年6月7日から施行する。

(附 則)

この変更は、平成7年11月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日より施行し、平成8年4月27日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日より施行し、平成9年6月12日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、平成10年9月30日より施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成10年10月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成10年11月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成11年2月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成11年3月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日より施行し、平成11年7月2日から適用する。ただし、第6の「日本輸出入銀行」を「国際協力銀行」に、「日本開発銀行」を「日本政策投資銀行」に、「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「、北海道東北開発公庫、環境衛生金融公庫」を削る部分については、平成11年10月1日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成11年9月1日から施行する。ただし、第1第七項中「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成7年法律第61号。以下「事業革新円滑化法」という。）第13条第2項」を「産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第16条第2項」に改める部分及び第二二項中「事業革新円滑化法第13条第1項」を第二十項中「産業活力

再生特別措置法第 16 条第 1 項」に改める部分は、平成 11 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日より施行し、平成 12 年 2 月 17 日から適用する。ただし、第 1 第七項を改める部分、第 1 第二五項を創設する部分及び附則第 3 項中「第二八項」を「第二九項」に改める部分については、平成 12 年 3 月 2 日から適用し、第 1 第十四項中「第 8 条第 1 項の規定による認定を受けた支援計画に基づく事業」を「第 8 条の 2 第 3 項の認定支援計画に従った支援事業」に改める部分及び第 1 第十七項「承認を受けた」を「同意を得た」に改める部分については、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、平成 12 年 3 月 31 日から施行する。ただし、第 3 第四項は平成 12 年 2 月 17 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 12 年 12 月 25 日から適用する。ただし、「環境衛生同業組合」を「生活衛生同業組合」に、「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に改める部分については平成 13 年 1 月 6 日から、「法第 2 条第 3 項第 7 号」を「法第 2 条第 3 項第 6 号」に改める部分については平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 13 年 4 月 18 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、平成 13 年 12 月 17 日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、平成 14 年 6 月 4 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 15 年 4 月 9 日から適用する。ただし、第 3 第五項の改正規定は、平成 15 年 4 月 10 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。ただし、第 1 第三四項を加える改正規定は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 17 年 4 月 13 日から適用する。ただし、第 8 の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 18 年 5 月 29 日から適用する。ただし、第 1 第八項の改正規定及び第 1 第三三項を加える規定は、平成 18 年 6 月 13 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 18 年 8 月 22 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 19 年 6 月 11 日から適用する。ただし、第 1 第八項の改正規定及び第 1 第三三項を加える規定は、平成 19 年 6 月 29 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 19 年 8 月 4 日から適用する。ただし、第 1 第八項、第二六項、第二八項、第二九項、附則第 3 項の改正規定及び第 1 第二七項、第三十項、附則第 12 項を加える規定は、平成 19 年 8 月 6 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日保証申込受付分から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 20 年 7 月 21 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。ただし、第 1 に第三八項を加える部分、第 6 を改める部分（同第一項にただし書を加える部分を除く。）、及び第 8 第四項を改める部分は平成 20 年 10 月 1 日から、第 1 中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める部分及び同第三六項を改める部分は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 21 年 6 月 22 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。ただし、附則中第 10 項を削り、第 11 項を第 10 項とし、第 12 項を第 11 項とし、第 13 項を第 12 項とする改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 23 年 9 月 13 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 24 年 8 月 30 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 25 年 5 月 31 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 26 年 1 月 20 日から適用する。ただし、第 6 第一項中「第 1 条の 6」を「第 1 条の 7」に改める部分は、平成 26 年 3 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 26 年 7 月 3 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 26 年 9 月 26 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 27 年 8 月 10 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 29 年 7 月 31 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 30 年 6 月 6 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 30 年 7 月 9 日から適用する。

(附 則)

この業務方法書は、変更の認可日から施行し、平成 30 年 9 月 25 日から適用する。